

# 子どもの権利条約



(目次)

- 子どものページ……2～3
- \*「子ども語」訳紹介
- 国内の動き……4～5
- \*政府サイドの動きとそれに対する反論(喜多明人)
- 海外の動き……6～7
- \*「子どもの権利委員会」
- \*国際人権規約・政府報告の問題点(津田玄児)
- \*ソ連の動き(稲子宣子)
- 会員の声……8

題字イラスト/土田義晴

## ユニセフが『世界子供白書』を公表

★「新しい世界秩序」を迎えた世界の課題は……?★

ユニセフ(国際連合児童基金)のジェームズ・P・グラント事務局長は、91年12月19日、ベルギーの首都ブリュッセルで92年版『世界子供白書』を発表し、近年の政治的・経済的変化にともなって「新しい世界秩序」(3頁「基本用語」参照)が生まれつつあると語った。

90年9月に国連で開催された「子どものための世界サミット」(3頁「基本用語」参照)は、人間に投資するという理念にもとづいて2000年までの目標を設定、各国はこの目標を実現するために91年末までに行動計画を作成している(※)。次に紹介する10項目の提案は「子供白書」の冒頭に掲載されているもので、人類のもっとも深刻な問題と毎日係わっている国際機関としての視点からのものである。

### 『世界子供白書』——10の提案

(1)「子どものための世界サミット」での約束を守り、新しい世界秩序によって世界の何百万人もの子どもの栄養不良、予防できる病気、非識字に終止符を打たなければならない。  
(2)社会資源の配分については「子ども最優先」の原則を新しい世界秩序の倫理として受け入れなければならない。

(3)新しい世界秩序が形成されつつあるいま、栄養不良や予防できる病気、非識字の問題解決に取り組まないなら、人口増加を緩和し、環境の面からの持続可能な開発に移行するのがさらに困難になる。

(4)市場経済の重要性の中に、人間への基本的な投資を保証する責任が政府にあるのだというコンセンサスがともなわなければならない。

(5)国際援助の増大は人びとの最優先のニーズを満たし、子ども最優先の原則を維持し、持続的な約束にもとづくものでなければならない。

(6)債務・援助・通商に関する国際的な措置は、発展途上国の経済的改革を成功させ、人びとがともに暮らせるだけの所得のある環境をつくりだすものでなければならない。

(7)非軍事の過程が発展途上国で始まり、その過程で先進工業国での軍事費の削減が地球的な問題を解決するための国際援助の大幅な拡大につながるなければならない。

(8)アフリカ諸国の債務を帳消しにし、なおかつ充分な援助を提供し、アフリカ内部の改革を可能にし、開発のはずみをつけるようにしなければならない。  
(9)新しい世界秩序は人種によるアパルトヘイトと同様に性別によるアパルト

ヘイトに積極的に反対するものでなければならない。

(10)責任ある出産計画が、現在と将来にわたってもっとも少ない費用で効果的に人間の生活の質を高める手段であるなら、その可能性を試みないことは現代の最大の誤りのひとつとなる。

——ここに紹介したユニセフ『世界子供白書1992』の入手申し込みは、〒160 東京都新宿区大京町31-10 日本ユニセフ協会(☎03・33355・3221)まで。(好光 紀)

※編集部注 ユニセフ本部(ニューヨーク)が行なった調査によると、昨年中頃までに102か国が「国内行動計画」の作成に着手しており、うち12か国は年末までに、残りの国も今年初旬までにはその内容を確定する模様とのことである。日本は、(1)「識字信託基金」として毎年1億円の予算を計上したり、(2)宮沢ブッシュ会談で合意された「アクションプラン」(1月9日発表)のなかにWHO(世界保健機構)の「子どもワクチン構想」をとりこんだりするなどわずかな動きを示す程度で、総合的な「国内行動計画」の作成にとりかかる気配はいまのところない。

ネットワークイベント  
5月5日(火)  
(子どもの日)

て、にまいてり参准てい、日きしい送を批つて、開詳つおシ。そさいにもを・にてラとこだ続の場所にてラとこだ年どい(場等っちこ近加昨(子ど(容追るの間参)つす内はす照もご

# 「子ども語」紹介

「子どもの権利条約」の内容はいいとしても、日本語訳がまだまだわかりにくいのが難点。大人でもなかなか読めないのだから、当の子どもたちに広がついていかないのも無理はない。

ということもあって、「子ども向け」と銘打った訳や解説もぼちぼち出てくるようになってきた。今回はそれをかいつまんで紹介しよう。

いちばん最近のもので、書店でも手に入れやすいものとしては「こどものけんり」（佑学社）という絵本がある。添えられた文章は、小学校教師の名取弘文さんが子どもたちといっしょに考えたもの。「子どもだってヒミツをもっている」（第16条）「プライバシーの権利」など、条文のポイントをずばり一言で語ったものになっている。

立正大学・喜多ゼミナル編「小学生版・子どもの権利条約」（喜多ゼミナル）  
03・5487・3313 も、大學生たちが小学生の意見を聞きながら

「小学生版・子どもの権利条約」



何度も練り上げて作ったもの。意見表明権（第12条）は「言いたいこと言わせて！」という見出しになっていて、「人間は、だれもが自分の考えというものを持っていきます。大人は、子どもがそれを自由に言えるような場をつくらなければいけません（略）」という文章が続く（原文総ルビ）。喜多ゼミは、「毎日小学生新聞」でも「みんなの権利条約」と題するコラムを連載中。

国連「子どもの権利条約」批准促進国民運動実行委員会の「WHAT'S? 国連子どもの権利条約」（発売／労働旬報社、310円）は、写真やイラストが豊富で読みやすい。テーマ別に条文を分類し、それぞれに「心の中心までは、誰にも決められない」（第14条）「思想・良心・宗教の自由」などの見

出しをつけて、内容を簡単に説明したもの。

北九州人権フォーラム実行委員会（093・531・3515 共同法律事務所内）が作った「子どもの権利条約ってなあーん？」は、条約の内容を中高生向けにわりと詳しく解説している。「ねえ、きいてっちゃ」（第12条）意見表明権、「集会したり団体を作ってもいいやん」（第15条）集会・結社の自由のように、見出しの随所に方言が出てきているのも味があっている。「子どもの権利条約」批准・熊本の本会（8頁参照）の「熊本の本会版・子どもの権利条約」は、本誌No1「会員の声」にあるようにすでに第3版を重ねるに

いたった。障害児の権利（第23条）のところでは、「自立」という言葉を「自分の考えで何でもやってゆくこと」と解釈するように、条文の内容を発展的に読み込んでいこうとする姿勢がにじみでていて好感がもてる。

「子ども発 知りたい国連子どもの権利条約」（伊藤書佳・小林広樹・三島信行著、ジャパン・マシニスト）は、10代〜20代前半の若者たちが作ったもので、子ども向けとしてはいちばん詳しい解説書。条文の訳が国際教育法研究会訳をほぼ忠実にかみくだいたものになっていて、そのぶんかえってわかりにくくなっているところもないでは

## 「ねえ、きいてっちゃ」

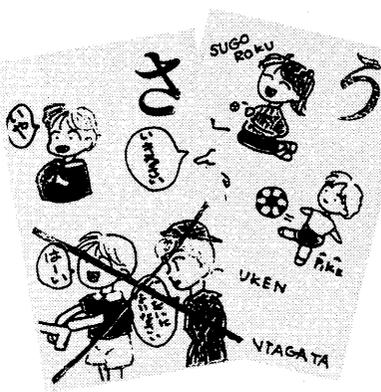
ないが、それは解説の部分が補ってくれるだろう。

また、東京・足立区の東伊興児童館では、「権利条約かるた」というのを子どもたちといっしょになって作った。「あそぼう あそぼう あそんじゃおう」「いいいいことははっきりにおう」というような字札に、それぞれ絵札がついて遊べるようになってる。

このように、子どもたちといっしょになって「権利条約」の「子ども語訳」を作るといふ試みが広がってけば、条約の内容を子どもたちに伝えるということにもなるし、大人の側の意識も問い直されて一石二鳥。政府には条約を広く知らせる義務（第42条）があるのだから、優等生作りのための読書感想文コンクールなんかやめてしまっって、「権利条約」の子ども語訳を募集するコンテストでもやってもらいたいものだ。（平野裕二）



「子ども発 知りたい国連子どもの権利条約」



「子どもの権利条約かるた」

## 「憲法」を教えつつ「検閲」する教師のアベコベ

★学校新聞の検閲は「権利条約」13条にも違反。★



私たちが毎朝読む新聞。この新聞を作るのにどれだけだけの労力、そして心配りがなされているのでしょうか。

そもそも「情報は足で稼ぐ」なんて言われるくらいですから取材の苦勞は言うに及ばないのですが、それ以外のことにあんがい気を遣うものです。なぜこんなことを書くかというところ、これを書いている僕がつい最近まで高校の新聞部に入っていたいろいろやっていたからで、今回は新聞について話してみたいと思っただけです。

まず新聞そのものについて、つい二世代前はとても大変だったようです。当時一大軍国主義国だった日本では、その手の国の例にもれず、強力な報道官制が敷かれていました。軍にとって都合のよい情報しか流すべからず！というわけだったのです。この時代の

新聞記者がもつとも気を配っていたのは、「どうしたら軍の規制に触れずにすむか」ということ。だからせっかくなにか情報も、「軍にとって不利益なものであるかぎり、地面に穴でも掘ってぶちまけるしかなかったのです。」

「都合のよい情報しか流させない」——そのためにいわゆる検閲を行なうわけですが、これが僕たち中高生の取り扱った「学校新聞」の類で行なわれるというのですから驚きです。つまり、生徒の発行物を、先生が「これは載せていい。これはダメ」と査定してくださるのだそうです。

たとえば香川県丸亀市の私立藤井高校。生徒会が校則のアンケートをやった、その結果を「生徒会だより」に載せようとしたところ、校長が発行を認めなかった。その理由というのも、生

徒の意見のなかに「先生からたたいにくるのに、生徒が先生をたたいたらすぐに退学させるのはおかしい」「一生面倒をみてくれるわけでもないのに人の人生を勝手に決めてほしくない」など、教育する側からみると載せられない内容があったから、だということだ（これに怒った生徒会は、無許可の生徒総会を開いて校長に「要望書」をきつけた）。

僕の学校には幸いにもそういうご丁寧な先生はいらっしゃらなかったのだが、こんな検閲をする先生がたはいっぱい何を考えていらっしゃるのだろうか。戦前のようなバカげた「検閲」をなくすのが教師の仕事であるのに、やっていることがあべこべである。

そしてもうひとつ、彼ら教師の規範であるべき憲法を、彼ら自身が「絵にかいたモチ」のごとく扱っているのだ。日本国憲法第21条では、「思想・表現の自由」と題して、何を考えても、それをどのような形で表しても構わない

と宣言している。さらに、「検閲」はどんな形であれ禁止ということになっている。これは、教師ほどの年齢なら猫もしゃくしも知っていることだ。「権利条約」も、第13条で子どもの「表現・情報の自由」を保障している。子どもの表現は、それが口で言ったものであろうと、手書きのものであろうと、印刷したものであろうと、あるいは音楽や絵などの芸術という形態をとったものであろうと、他人の権利や信用を傷つけないかぎり完全に保障されることになっているのだ。

最初に申し上げたように新聞制作にはさまざまな配慮が求められます。でもそれは、言いたいことがより直線的にわかりやすく伝わるようにするためのものです。事実や言いたいことを曲げて書くのは本当につらいことだと思う。何でもいだから、他の人の下で文章を書いてみると、検閲される気持ち

（日高雄三）

### 〈基本用語〉

●「締約国」=「権利条約」を批准、または条約に加入した国のこと。「批准」とは“この条約を守り、その内容にあうように国内の法律や制度を改革します”と正式に宣言することで、“いずれ批准します”という意志を表明する手続きを「署名」という。この署名をやらずに批准と同じ趣旨の宣言を行なうことが「加入」。なお、2月5日現在、締約国は109か国、署名国は133か国。

●「新しい世界秩序」(1頁)=ユニセフ「世界子供白書」でキーワードとして使われている言葉。冷戦が終わったことに代表される世界の激動のなかで、環境破壊や飢饉・貧困を生み出してきた「古い秩序」が崩れはじめ、より住みやすい世界へと向けた「新しい秩序」が形成されつつあるという意味で使われているようだ。

●「子どものための世界サミット」(1頁)=1990年9月29～30日、ニューヨークの国連本部で開かれた首脳会議。70か国以上から国家元首が参加し、「子供の生存、保護および発達に関する世界宣言」・「同宣言を実施するための行動計画」を採択した。

●「国際人権B規約(自由権規約)」(6頁)=正式には「市民的及び政治的権利に関する国際規約」。1966年に国連で採択され、日本は1979年に批准した。「権利条約」には、この規約の“子ども版”という面もある。

●「リヤド・ガイドライン」(6頁)=「第8回国連犯罪予防会議」(1990年)で採択されたもので、正式名称は「少年非行の予防のための国連ガイドライン」。全文は日弁連刊「自由と正義」91年2月号に掲載。◀



「権利条約」の批准も間近という状況になってきたが、国会では、衆議院本会議の代表質問で田辺誠二社会党委員長と金子満広二共産党副委員長がそれぞれ条約の批准を求める質問を行ない、それにたいして宮沢首相が、事務局で提案のための準備を行なっているところ」と答弁したぐらいいで、いまのところ批准をめぐる活発な論戦というのは行なわれていない。

## 国会

自民党は昨年秋口から勉強会や検討会を何度か開いて、批准しても法制度や学校運営のやり方を変える必要はない」という考え方を固めてきている模様。12月18日には、平沼赳夫二政務調査会副会長が関連6部会の会長を集めて条約の検討会を持っている。なお12月20日には渡辺美智雄外相が、訪れた全日本教職員連盟(全日教連)の本部役員に「児童の権利条約についても正常な解釈(教育関係者への)がされるよう努力を期待する。児童の権利条約には慎重に対応したい」と語ったらしい。

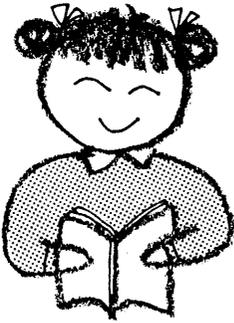
社会党は、2月25日に新たに「文化教育委員会(座長/大内力二東大名誉教授)を設置、初会合を開いた。嶋崎二文化教育委員長(影の文部大臣)の

諮問機関として置かれたもので、今年末までをめどにさまざまな教育・文化の問題についての検討を進めていくが、当面は「権利条約」と学校5日制について検討し、議論がまとまり次第提言にまとめる予定とのこと。なお、田辺委員長が年頭に発表した提言では、「権利条約」批准の年を「子ども読書年」として、①いつでも利用できる図書館のネットワーク作り、②国際読書基金の創設——を進めるよう提唱している。

公明党も1月3日に「いきいきした教育のために——7つの提言」と題した政策提言を発表しているが、条約にはとくに触れていない。ただし、東京都本部には「子どもの人権を守る東京会議」が設置され、子どもたちを対象に条約のアンケートを行なうといった活動を進めている。

このような状況で、どうも政党というのはいまあまりあてにならない。くはこの問題に関心を持つ政治家個人に働きかけるしかないようだ。

(平野裕二)



★このところ、「有害コミック規制を眼目に各地で「青少年健全育成条例」の改定(二規制強化)が進められているが、ARCC(03・3418・1954)および「有害コミック問題を考える会」

子どもの人権部会は2月8日(土)、「子どもの人権」と「有害コミック規制問題を考える」というテーマでシンポジウムを開催した。

この問題に関するARCCの基本的な考え方は、(1)当事者たる青少年の意見も聞かずに進められているコミック規制強化

## 団体

は、子どもの情報へのアクセス権(条約第13条・17条)や意見表明権(第12条)の精神を踏みにじるものである、(2)現在の性表現に問題がないわけではないが、それは対抗情報(カウ

ンター・インフォメーション)の提供を含めた市民的議論のなかで解決されていくべきである、(3)むしろ旧態依然たる子ども観に基づいた「健全育成」思想の見直しこそ必要——というものの。

この問題に関しては、出版業界団体の一部が条約第12条(意見表明権)を引きながら、子どもの意見を聞け」と大阪府知事に要望、それにたいし府知事は第17条(有害情報からの保護)を引用して回答するなど、すでに条約

の内容を先取りした形での議論も行なわれている。

★日本学術会議は3月7日(土)、東京・港区の同会議議堂で「子どもの人権を考える」と題した公開講演会を開催。永井憲一さんが「子どもの権利条約」を読む」と題した講演を行なったほか、堀尾輝久さん(東京大学教授)や馬場一雄さん(日本大学名誉教授・小児科医)がそれぞれの立場から話をした。

日本学術会議は日本を代表する学者・科学者で構成されるもので、かつては「学者の国会」と呼ばれたほどの権威ある機関。また、活動の独立は保障されているものの、総務庁に属するれっきとした政府機関で、それが「権利条約」を含む子どもの人権の問題を真正面から取り上げたことの意義は大きい。今後、科学のさまざまな分野に子どもの人権の視点を取り入れていく足がかりになるかとも思われる。◆

★日本教職員組合(日教組)は3月24日、全国各地から組合の代表者を招いて「子どもの権利条約」の批准と実施をめざす全国交流集会」を行なう(非公開)。批准を前に、各学校でどんな取り組みが行なわれていて、今後どのように取り組んでいくかを議論しようというもの。条約をめぐる学校現場の状況はあまり伝えられていないだけに、どのような実践例が報告されるか興味深い。

(平野裕二)

子どもの権利委員会は、締約国による最初の報告書の形式と内容に関するガイドラインを作成した（1991年10月15日採択）。日本が批准した場合、国内効力発生後2年以内に、このガイドラインにそって最初の報告書を提出することが求められる。

委員会は、この報告書の作成・審議過程を、①委員会と締約国との建設的で意義深い公開の対話の機会であり、②締約国政府が定期的にかつ総合的に自国の政策をモニターする機会ともなり、さらに③政府の政策に対する大衆参加とチェックを奨励・助長する過程であると位置づけている。

ガイドラインの内容（報告書に記載が求められる内容）を簡単に紹介しよう。

## ＜子どもの権利委員会＞ 報告書ガイドラインの概要

(5) 家庭環境および代替的ケア（5、9、11、18、21、17、37(a)）

(1) 全般的な実施措置——4条に基づく立法・行政上その他の措置、42条の条約広報措置、44条6項の報告書の国内的利用措置について。この44条6項は今後大いに活用すべきであろう。  
(2) 子どもの定義——成人年齢その他子どもの法定年齢について。  
(3) 一般原則——差別禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達への権利、子どもの意見の尊重について。これらを、とくに子どもの意見の尊重を一般原則にしている点、また生存・発達を権利として認識している点が注目される。



続いて、権利の相互関連をふまえ、次のような権利群にわけている。これは、委員会の権利認識の一端をみる上でも、私たちが条約を国内に適用していく上でも参考になろう。（）内は条文の番号。

- (4) 市民的権利および自由（7、8、13、25、27、39）
  - (6) 基礎保健および福祉（6、18、23、24、31）
  - (7) 教育、余暇、文化的活動（28、29、31）
  - (8) 特別な保護措置
    - (a) 緊急事態にある子ども（22、38、39）
    - (b) 法的紛争状況にある子ども（37、39、40）
    - (c) 搾取状態にある子ども（32、36、39）
    - (d) 少数者・先住民の子ども（30）
- （荒牧重人）

国際人権B規約（自由権規約）3頁「基本用語（参照）」の実施状況に関する第3回「政府報告書」昨年暮れ国連に提出）は、第24条（未成年者の地位に必要とされる保護）への権利）の部分で子どもの権利について触れている。大半は項目の羅列ですが、以下の2点について、次のように状況を報告しています。

〔少女売春〕性産業の増加と情報の反乱による少年の性意識への影響が憂慮され、暴力団の介入などと相まって性非行や少年の福祉を害する犯罪が横行し、少女売春を惹起している。警察による補導・取締り、窓口相談、及び警察を軸とする規範意識の向上、有害図書等の規制、悪環境の除去を展開している。……

## 「自由権」規約政府報告書の 問題点

〔学校での体罰〕法律で禁止されているが、現場では行なわれている。行政指導の徹底と法務省の人権擁護機関による啓発・説諭、再発防止のための勧告・要請の措置を探っている。……  
24条については、(1)「全ての可能な経済的、社会的措置」が子どもを暴力や搾取から守ること、(2)「子どもの個性を伸ばす……全ての可能な措置」とられるべきで、……特に意見を表明し、表現する自由を子どもが享受できる一定のレベルの教育を施す」ことが大切で、そうした対応を明らかにする報告が求められています。国連の「リヤド

ガイドライン」(3頁基本用語(参照)が、ヒューマニスティックな態度や人生観を確立し、幼児から人格の尊重と向上を念頭において調和のとれた発達を確保し、子どもにパートナーシップを認めるのが非行防止にとって重要だ」としていることも参考になります。しかし、残念ながら日本政府の報告にはこうした視点は見られません。

売春については警察中心の取り締まりや規制に限られ、社会的・経済的な措置には触れていません。また警察についても、それにとまらぬ大人の売春の非公認(1984年「風俗営業適正化法」)や、子どもが力をつちかうことを妨げる情報管理(「青少年育成条例」(改悪)の問題を無視しています。

体罰についても、教育条件の貧困、暴力をも容認する管理教育など背景についての分析を欠き、その克服をめざし、子どもの尊厳・権利の確立を求める取り組みや、傷ついた子どもへの心身をいかにいやすかについての言及もありません。

日本が批准をしている自由権規約を尺度とする「政府報告書」の解明は、子どもの権利についての対応の問題点を明らかにし、改善への糸口を開くことにつながります。価値あるものとして皆で検討してみませんか。

（津田玄児）

(1) 92年版ユニセフ「世界子供白書」

が「子どものための世界サミット」(3頁「基本用語」参照)で設定された目標の実施をあらためて強調していること、(2)それによいし、日本政府が具体的な「国内行動計画」を作ろうとする動きはほとんどないこと——については、1ページでも触れてある。

少々古いニュースになるが、アメリカでは昨年3月、子どものための世界サミット実施法案」が両院議会に提出された。上院6名・下院22名の議員有志によって準備されたもので、国内外の子どもにたいする援助を強化するため、15億ドル以上の予算増強措置をとるよう求める内容のもの。

アメリカは、「権利条約」そのものは署名も批准もしていないが、ブッシュ大統領が「世界サミット」に参加し、「世界宣言」および「行動計画」に署名をしている。この法案はそのことを踏まえ、①子どもたちにたいする合衆国政府の約束を果たすために、行動計画の内容をはっきりさせること、②行動計画を実施に移す上で必要な権限を規定すること——を目的として作成された。

具体的事業としては、以下のようなものが挙げられている。

▼「女性・乳幼児・子どものための食糧援助事業」

▼「ヘッドスタート・プログラム」

いする援助事業。

▼「子どもワクチン構想」

▼「編集部注」

参照。①子どものためのワクチンの調査・開発・試験・評価、②そのワクチンを国内外の子どもたちに届けることなど。

▼「世界の乳幼児死亡率」を下げるための取り組み

▼「世界規模の栄養不良」にたいする取り組み

▼「世界規模の最低開発途上国にたいしてできるかぎり債務免除を行なうこと、②「ビタミンA欠乏対策」の実施など。

▼「AIDSによる母子死亡率の増加」対策

▼「基礎教育の国際的普及」

▼「難民」対策

▼「とくに困難な状況にある子ども」のための援助

——日本政府は、「権利条約」批准にともなう法改正を行なう必要はないとする論拠のひとつとして、

「この条約は発展途上国のために作られたもの」という誤った主張を繰り返しているが、そのわりにはこのよ

うな総合的な行動計画を作ろうとはしない。今後、NGOなどが中心とな

って政府への働きかけを強化する必要があろう。

(平野裕二)

## アメリカ「世界サミット実施法案」

「世界サミット」ロゴマーク



## ★各国の動き★ 旧ソ連

1990年6月13日、当時のソ連は「子どもの権利条約」を批准したが、それと前後して次の3つの作業に取り組んだ。

①「子ども白書」を作成する作業

ペレストロイカが始まる前のソ連では、子どもをめぐる危機的な状況は国民の目からおおいい隠されていた。ところが、グラスノスチ(おおびらな議論のための情報公開)の結果、児童施設の荒廃や、環境汚染の影響による児童死亡率の急上昇、家庭崩壊による子捨ての急増など、子どもをめぐる深刻な状況が次々と明るみに出されてきた。そこで、自主的な市民団体である「児童基金」が主体となって、「ソ連における子どもの状況——現状・問題・展望」と題する「子ども白書」を作成し、まず子どもをめぐる状況を明らかにするとともに、その改善のためにいま何をなすべきかを検討する作業に取り組んだ。

②現行法を改正する作業

条約の批准を前にして、現行法(民法・家族法・住宅法・労働法・保健法など)の

③「子どもの権利法」の制定作業

従来、子どもの権利の擁護を目的とする規定は、多くの法令のなかに不統一に分散していた。このような現状を改めるため、「児童基金」とソ連教育学アカデミーの共同による「児童研究所」が、統一的な「子どもの権利法」を制定する準備に取りかかった。そして1991年8月、「子どもの権利法」第1次草案を発表すると同時に、一般市民にたいして、この草案にたいする意見や提案を同研究所に寄せるようと呼びかけた。

1991年12月、独立国家共同体の成立により、ソ連という連邦国家が解体したので、「子どもの権利条約」をめぐるさまざまな取り組みは、今後、各共和国ごとに行なわれることになる。

詳しくは、稲子宣子著「ソ連における子どもの権利」(1991年11月・日本評論社刊)を参照していただければ幸いである。(愛知/稲子宣子)

日本福祉大学・民法専攻

問題点を洗いだし、「子どもの権利条約」の内容に即して応急的な改正を行なった。批准後は、とくに家族法について詳細な改革案が検討されている。



## 〈メッセージ〉

▼アリガトウゴザイマシタ。ボクにはすこしむずかしいです。もう少しやさしく書いて戴けるとうれしいです。

(長野/武舎由則)

▼県連絡会の集い(91・11・20)は高校生・母親・弁護士からの問題提起、S氏の記念講演で盛況だった。当日採択したアピールをうけて92・1・16「世話人会」、92・2・1「学習の集い」に向けてゆっくり前進。

(福岡/小林昭蔵)

▼子どもの人権福岡研究会では、昨年『子どもの未来は人類の未来』(1000円)を創刊しました。今年はその第2号を出すのですが、ネットワークの集いを福岡でやる。そしてそのことを第2号の特集にするというのではどうでしょうか。

(福岡/八尋八郎)

▼政府は、仮に批准しても、現在の校則等

学校生活における子どもの人権に関わる諸々の点については条約と必ずしも抵触するわけではないと、考

えている訳でしょう。批准できてもそこが素通りではダメなので、それをどうするかはむずかしいところですね。

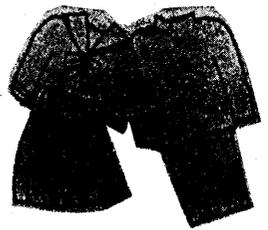
(和歌山/中川利彦)

▼学校五日制の問題点を、子どもの視点から取り上げて下さい。

(目黒区/池田しげ子)

▼今年から大学で教え始め、権利条約の話をしたら、学生たちが強い関心を示しました。4月から1年イギリスに留学します。あちらの権利条約の運用もみてきたいと思います。

(北九州市/馬場健一)



## 〈お問い合わせ〉

Q ニュースレター1号の8頁2段目「権利条約・熊本会の」の連絡先を教えてください。

A 2863 熊本県本渡市船之尾町

8-25 熊本県教職員組合大草支部

☎0969・233・2354

Q 1号の4頁3段目「Q&A・児童の権利条約」教育現場の不安に答

## 〈事務局だより〉

る」の連絡先を教えてください。  
A 2102 東京都千代田区麹町2-7-3-4F 日本教育文化研究所  
☎03・3262・1859  
Q 会費納入したのに振込用紙が入っていません。調べてください。  
A 会員になられたかたにも「入会のしおり」や振込用紙を同封しています。お友だちを誘っていただければ幸いです。

アルベール・ビル冬季オリンピックで橋本聖子が銅メダルを獲得した日、ネットワークの会員数が1000名を突破しました。そして、ゆっくりですが順調に増えて、2月末現在115名になりました。  
次の運営委員会は3月21日に行ないます。主な議題は、①荒牧さんの報告「批准後権利条約をどう生かしていくのか・何が必要なのか」、②5月5日



・TSUKUSHI

## 編集後記

04

◆「子どものページ」で平野が筆をとるといってもいささか心苦しいのですが、諸般の事情があって平野が「子ども語」訳の紹介をすることになってしまいました。ついでに、本文では触れなかった不満について記しておきたいと思ひます。◆今回あらためて「子ども語」訳の類を読んでいささかの不満を感じたのは、条約の内容を不足なく伝えているものがなかなかないこと。多くは各条のエッセンスを取り出してやさしい言葉で提示するにとどまっており、したがってどうも抽象的になってしまうきらいがあるのです。◆もちろん、(1)最初はとにかく手にとってもらうことがだいじであり、そのためにはやたら内容をつめこむわけにはいかない、(2)足りない部分は親や教師などまわりの大人がフォローする——という考え方もわかるし、いままではそれでもよかった。しかし、批准がどうやら近くなってきたことでもあり、そろそろもう一步踏み出す必要があるのではないのでしょうか。◆こんなことを書くとききよくおまえがやれということになるのであって、ARCで「子ども憲法」(仮題)の作成を進めています。詳細はまた。(平野裕二)

『子どもの権利条約』3月号  
1992年3月15日発行(№2)

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク  
〒105 東京都港区海岸  
1-6-1-831

☎&FAX. 03-3433-7990

(月・金曜日/午後1時~4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満2,000円

\*郵便振替 東京8-750150

★印刷 南M企画